	第九条 都道府県協会又は全国協会との合意に基づいてこれらと協力して
	(風俗環境浄化協力団体)
ものとする。	用する法第三十九条第四項」と読み替えるものとする。
第三項において読み替えて準用する法第三十九条第四項」と読み替える	三十九条第四項」とあるのは「法第四十条第三項において読み替えて準
国家公安委員会」と、「法第三十九条第四項」とあるのは「法第四十条	」と、前条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「法第
とあるのは「国家公安委員会」と、前条中「公安委員会」とあるのは「	三条、第五条及び第六条中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会
号に掲げる」と、第二条、第三条、第五条及び第六条中「公安委員会」	掲げる」とあるのは「法第四十条第二項各号に掲げる」と、第二条、第
「法第三十九条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第二項各	は「法第四十条第一項」と、同条第一号中「法第三十九条第二項各号に
第三十九条第一項」とあるのは「法第四十条第一項」と、同条第一号中	二項各号に掲げる」と、第一条の二中「法第三十九条第一項」とあるの
」とあるのは「法第四十条第二項各号に掲げる」と、第一条の二中「法	四号中「法第三十九条第二項各号に掲げる」とあるのは「法第四十条第
安委員会」と、同条第二項第四号中「法第三十九条第二項各号に掲げる	委員会」という。)」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第二項第
府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」とあるのは「国家公	この場合において、第一条第一項中「都道府県公安委員会(以下「公安
浄化協会について準用する。この場合において、第一条第一項中「都道	定を受けた法人について、前三条の規定は全国協会について準用する。
の規定による指定を受けた法人について、前三条の規定は全国風俗環境	による指定を行つた場合について、第三条の規定は同項の規定による指
定は同項の規定による指定を行つた場合について、第三条の規定は同項	。)の指定を受けようとする法人について、第二条の規定は同項の規定
国風俗環境浄化協会の指定を受けようとする法人について、第二条の規	国風俗環境浄化協会(以下この条及び次条において「全国協会」という
第八条 第一条及び第一条の二の規定は法第四十条第一項の規定により全	第八条 第一条及び第一条の二の規定は法第四十条第一項の規定により全
(全国風俗環境浄化協会への準用規定)	(全国風俗環境浄化協会への準用規定)
風俗環境浄化協会に関する規則	風俗環境浄化協会等に関する規則
改正前	改 正 後

届出書を国家公安委員会に提出することができる。 とを目的とする団体(以下この条において「風俗環境浄化協力団体」と 別う。)であつて、第四項の規定による措置を受けようとするもの(法 第四十四条に規定する団体を除く。)は、その目的とする事業が二以上 の都道府県の区域において行われる場合は、次に掲げる事項を記載した の都道府県の区域において行われる場合は、次に掲げる事項を記載した の都道府県の区域において行われる場合は、次に掲げる事項を記載した の都道府県の区域において行われる場合は、次に掲げる事項を記載した の都道府県の区域において行われる場合は、次に掲げる事項を記載した の都道府県の区域において行われる場合は、次に掲げる事項を記載した

- 一名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 目的及び事業
- 所) では、当該団体の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住ては、当該団体の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住 団体を組織する者の氏名及び住所(その者が団体である場合にあつ
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- 三 前項の全国協会との合意に関する書面
- は、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。掲げる事項に変更があつたとき又は当該届出に係る事業を廃止したとき3 第一項の規定による届出をした風俗環境浄化協力団体は、同項各号に
- 5 都道府県協会又は全国協会は、法第三十九条第二項第二号又は第四十

6 風俗環境浄化協力団体は、必要があると認めるときは、都道府県協風俗環境浄化協力団体に協力を求めることができる。

業を行うことを求めることができる。 に対して、当該団体を対象とする法第三十九条第二項第四号に掲げる事 の 風俗環境浄化協力団体は、必要があると認めるときは、都道府県協会

(電磁的記録媒体による手続)

(係る記録媒体をいう。) 及び別記様式第二号の電磁的記録媒体提出票を 事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) に であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) に

一 申請書 第八条において準用する第一条第一項

提出することにより行うことができる。

二 届出書 前条第一項

三 定款 第八条において準用する第一条第二項又は前条第二項

る第一条第二項又は前条第二項

兀

役員の氏名、

住所及び略歴を記載した書面

第八条において準用す

準用する第一条第二項又は前条第二項 事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面 第八条において

八 事業報告書及び収支決算書 第八条において準用する第五条第二項七 事業計画書及び収支予算書 第八条において準用する第五条第一項六 資産の種類を記載した書面 第八条において準用する第一条第二項

(フレキシブルディスクによる手続)

申請書 前条において準用する第一条第一項

二 定款 前条において準用する第一条第二項

三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 前条において準用する

第一条第二項

四、法第三十九条第二項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画

五 資産の種類を記載した書面 前条において準用する第一条第二項を記載した書面 前条において準用する第一条第二項

事業報告書及び収支決算書 前条において準用する第五条第二項事業計画書及び収支予算書 前条において準用する第五条第一項

七

六

| 百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規2 | 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第

格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルデ

ィスクカートリッジでなければならない。

3 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方

式に従って行わなければならない。

トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定

する方式

に規定する方式がリューム及びファイル構成については、日本工業規格Ⅹ○六○五

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に

規定する方式

二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなX○二○一及びX○二○八に規定する図形文字並びに日本工業規格X○

ければならない。

5

第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三に規定

次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければ

ならない。

するラベル領域に、

一 提出者の名称

二 提出年月日

別記様式第1号(第4条関係)

(表)

뮥

身分証明書

写 真

生年月日

上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第2 項第6号又は第7号の規定による調査の業務に従事する者であることを証明す

月

風俗環境浄化協会 印

(裏)

風俗環境浄化協会等に関する規則 (抜粋)

第4条 略 2 略

3 調査員は、調査業務に従事するに当たつては、前項の身分証明書を携帯 し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

別記様式第1号(第4条関係)

(表)

뮺

身 分 証 明

军 直

生年月日

上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第39条第2 項第6号又は第7号の規定による調査の業務に従事する者であることを証明す

月 日

風俗環境浄化協会 印

(裏)

風俗環境浄化協会に関する規則 (抜粋)

第4条 略 2 略

3 調査員は、調査業務に従事するに当たつては、前項の身分証明書を携帯 し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

別記様式第2号 (第10条関係)

電磁的記録媒体提出票

第8条において準用する第1条第1項 第8条において準用する第1条第2項 第8条において準用する第1条第2項 類8条において準用する第5条第1項 第8条において準用する第5条第2項 第8条において準用する第5条第2項 第9条第1項

第9条第1項第9条第2項

規定により提出することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会 殿

提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録 されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出する ときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録され ている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提供する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号(第9条関係)

フレキシブルディスク提出票

第1条第1項 第1条第2項 風俗環境浄化協会に関する規則第8条において準用する第1条第2項の規 第5条第12項

定により提出することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを 以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に 相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会 殿

提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考

- 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提供する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

 \bigcirc 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委

(傍線の部分は改正部分)

員会規則 (平成十五年国家公安委員会規則第六号)

					別								III1		別	
(略)	風俗環境浄化協会等に関する規	(略)	風俗営業等の規制及び業務の適	一 (略)	別表第二(第二条第二項関係)	五~九 (略)	(略)		規則第三号)	則(昭和六十年国家公安委員会	風俗環境浄化協会等に関する規	(略)	四 風俗営業等の規制及び業務の適	〜三 (略)	別表第一(第二条第一項関係)	改正
(略)	三項 三項 及び第九条第 する第三条第一項及び第九条第	(略)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定				(略)	第一項	第一項及び第二項並びに第九条	する第一条第一項並びに第五条	第八条において読み替えて準用	(略)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定			後
(略)	風俗環境浄化協会に関する規則	(略)	一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定	一 (略)	別表第二(第二条第二項関係)	五~九 (略)	(略)		則第三号)	(昭和六十年国家公安委員会規	風俗環境浄化協会に関する規則	(略)	四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定	一~三(略)	別表第一(第二条第一項関係)	改
	X.11		適							規	則		適			正

_					_		別	_
二~五 (略)	(略)	則	風俗環境浄化協会等に関する規	(略)	一風俗営業等の規制及び業務の適	(略)	別表第三(第六条関係)	三~六(略)
	(略)	する第六条	第八条において読み替えて準用	(略)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定			
=							別表	
二~五 (略)	(略)		風俗環境浄化協会に関する規則	(略)	一風俗営業等の規制及び業務の適	一 (略)	別表第三(第六条関係)	三~六(略)
	(略)	する第六条	第八条において読み替えて準用	(略)	の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定			